

弁護士による



原発事故損害賠償請求 準備のための**無料**説明会

8
/
16

終了後弁護士に個別に相談できます

原子力損害賠償紛争審査会が発表した最新の指針をふまえ、弁護士の視点から今後の手続の流れと、請求に備えて用意しておくべきことについてご説明します。

予約不要
各回定員1000名



来場者に「記録ノート」の
無料配布を行っております

【日程】 8月16日(火)

【時間・午前の部】

10:00 開場

10:30～11:30 説明会開催

【午後の部】

14:00 開場

14:30～15:30 説明会開催

◆午前の部と午後の部は同一内容です。

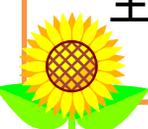
◆駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

【場所】弁護士会館2階 東京都千代田区霞が関1-1-3
JR山手線 有楽町駅より徒歩15分

- 地下鉄丸の内線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分
- 地下鉄日比谷線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分 ※会館B1に直結
- 地下鉄千代田線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分
- 地下鉄有楽町線 桜田門駅(5番出口)から徒歩8分
- 地下鉄日比谷線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分
- 地下鉄千代田線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分
- 都営三田線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分



主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
【問合せ先】03-3581-2250(第二東京弁護士会宛)



震災ホットラインサービス

弁護士による皆様のご要望に応えた無料法律相談サービス

労働・賃貸借・ローン問題

保険・生活保護・補償問題

弁護士会でこのようなサービスを実施しています！

避難者の方

- 霞が関・立川での無料面接法律相談実施
- 避難先や一時入居先への出張無料相談実施
例)法律事務所や霞が関・立川法律相談センターに事情が来られない場合等。
- 近隣弁護士の紹介
例)避難先・居住先の近隣弁護士にじっくり相談したい場合等。

住宅自治体関係者
各自自治体関係者

- 各自治体・各種機関への弁護士サービスの実施
例)各自治体や各住宅等で企画する各種相談会・イベントに弁護士が参加して避難者のお悩みを聞くなどします。
- 複数避難者がいる場合の指定場所での法律相談実施
例)公営住宅等で、避難者が多数いる場合等。
- 複数避難者がいる場合の指定場所での説明会実施
例)公営住宅等避難者が多数いる場合等において、震災に関する各種法律制度・補償制度等について皆で説明を受けたい場合等。

～まずはお電話でお問い合わせください～

【受付電話番号】 03-3581-1511

【電話受付時間】 平日の午前10時～午後3時

担当者に、「震災ホットラインサービス利用希望」とお伝え下さい。

【開催中！】

弁護士による無料法律相談会
電話相談・面談相談両方あるよ！

【面談相談希望の方】以下の各法律センターまで、電話にてご予約下さい。

※ご予約後、急用などによりキャンセルされる場合には、事前にご連絡お願い致します。

霞が関法律相談センター

Tel: 03-3581-1511

【予約受付】平日午前10時から午後4時半まで
※少なくとも本年度9月末日まで実施予定です。

【相談時間】平日の午後1時から午後3時まで

【住所】東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館3階

立川法律相談センター

Tel: 042-548-7790

【予約受付】平日午前10時から午後4時半まで
※少なくとも本年度9月末日まで実施予定です。

【相談時間】毎週水・土の午後1時から3時まで

【住所】東京都立川市曙町2-37-7
コアシティ立川12階

【電話相談希望の方】 電話相談センターまで直接お電話下さい。

電話相談センター・Tel: 0120-366-556

【相談時間】平日のみ午前10時から午後3時まで(お一人様10分程度)※フリーダイヤルなので無料です！

どんな小さな相談や悩み事でも構いませんので、
どうぞお気軽にお申し込み下さい！